

簡易保護箱規定

1. 格納品の範囲

- (1) 簡易保護箱には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料

- (1) 当行所定の簡易保護箱使用料は1年分を前払いするものとし、毎年4月10日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。
- (2) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

4. 鍵の保管

簡易保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章(または署名)により封印し、当行が保管します。

5. 簡易保護箱の開閉等

- (1) 簡易保護箱の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は簡易保護箱の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、
延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. 印章、鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の簡易保護箱の開閉は、当行所定の手続きをした後
に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、鍵前等の取替えに要する費用を支払って
ください。なお、当行が簡易保護箱の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてくだ
さい。

8. 印鑑照合等

開庫依頼書、諸届その他の簡易保護箱取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑
と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたう
えは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害に
ついては、当行は責任を負いません。なお、使用された鍵については当行は確認する義
務を負いません。

9. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、簡易
保護箱設備の故障等が発生した場合には、簡易保護箱の開庫には応じられないことが
あります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任
を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行また
は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵
および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ簡易保護箱を直ちに明渡し
てください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか
第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することが
できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と
同様の手続きをしたうえ簡易保護箱を明渡してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行も
しくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生
じたとき

- ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 本規定第14条第5項に該当したとき
 - ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から、明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によって支払ってください。この場合、第3条第2項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行は明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (4) 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して簡易保護箱を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は簡易保護箱の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

1 1. 簡易保護箱の修繕、移転等

簡易保護箱の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは簡易保護箱の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

1 2. 緊急措置

法令の定めるところにより簡易保護箱の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して簡易保護箱を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

1 3. 譲渡、転貸等の禁止

簡易保護箱の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

1 4. 暴力団等の反社会的勢力の排除

- (1) この簡易保護箱は、簡易保護箱の借主・代理人および連帯保証人(以下「借主等」という)ならびに借主等が所属する団体・会社・その子会社等(以下「所属団体」という)および所属団体の役員等が本条第2項各号および第3項各号に該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの簡易保護箱の使用申込をお断りするものとします。
- (2) 借主等は、借主等ならびに所属団体および所属団体の役員等が、現在かつ将来にわたって、次のいずれにも該当しないことについて表明し、かつ、これらに属さないことを確約するものとします。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

- ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑦ 社会問題化している行為を行う者および団体
 - ⑧ その他前各号に準ずる者
 - ⑨ 本項第1号から第8号のいずれかの者（以下「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ⑪ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑫ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑬ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 借主等は、借主等ならびに所属団体および所属団体の役員等が、自らまたは第三者を利用して、現在かつ将来にわたって、次の各号の一にでも該当する行為を当行または第三者に対して行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用をき損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (4) 以下の事由のいずれかに該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの簡易保護箱の利用を停止できるものとします。
- ① 本条第2項各号のいずれかに該当したことが判明したとき。
 - ② 本条第3項各号のいずれかに該当する行為を行いあるいは判明したとき。
 - ③ 本条第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (5) 本規定に基づく取引にかかる契約その他当行との間の一切の契約は、本条第4項各号のいずれかの事由に該当し、当行が解約を申出たときに解約されるものとします。
- (6) 通知により当行が解約を申出の場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名(名称)、住所あてに発信したときに解約されるものとします。
- (7) 本規定に基づく取引の他、解約時に預金口座(積金口座)に残高がある場合、通帳、証書および届出印鑑を持参のうえ、当行に申出るものとします。この場合、必要な書類等の提出を求めることがあります。
- (8) 解約後の預金口座(積金口座)の残高に対しては、利息や遅延損害金は付されないも

のとします。また、利用停止または解約によって損害等が生じても、当行はこれらを賠償する責を一切負わないものとします。なお、利用停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払うものとします。

15. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。

以 上